



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 2 4 号 令和 7 年 5 月 2 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 5 9	徳島県選定保存技術の選定が解除された件	文化資源活用課
2 6 0	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	文化の森振興センター
2 6 1	救急病院を定めた件	医療政策課救急・災害医療対策室
2 6 2	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
2 6 3	道路の区域を変更する件	高規格道路課
2 6 4	道路の供用を開始する件	同

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会公告】

番 号	表 題	担当課名
	令和 7 年度徳島県職員等採用試験（大学卒業程度）公告	

【人事委員会公告】

番 号	表 題	担当課名
	令和7年度警察官A採用試験公告	
	令和7年度警察官B（キャリアアップ） 採用試験公告	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4	運転免許取得者等教育の認定に関する規則 に基づく、運転免許取得者等教育を行う者 の代表者の氏名を変更した件	
5	運転免許取得者等検査の認定に関する規則 に基づく、運転免許取得者等検査を行う者 の代表者の氏名を変更した件	

徳島県告示第二百五十九号

文化財の保護に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第二十三号）第四十条の三第六項の規定により、次に掲げる徳島県選定保存技術の選定は解除された。

令和七年五月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

種別	名称	保持者氏名	生年月日	住所
選定保存技術	建造物木工	中山 利夫	昭和十年九月十三日	三好市山城町上名 四一

徳島県告示第二百六十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館
徳島市八万町向寺山
- 三 落札者を決定した日
令和七年三月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
三菱電機システムサービス株式会社
東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号
- 五 落札金額
三千七百七十万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年二月七日

徳島県告示第二百六十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和七年五月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	認定が効力を有する期限
協立病院	徳島市八万町寺山二三番地二	令和十年四月三十日
阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	同

	できる時間帯		分まで
	駐車場の自動 車の出入口	出入口の数	
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	二箇所
		午前六時から午後十時まで	

二 届出年月日

令和七年四月七日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部
企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年五月二日から同年九月二日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 一三三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業
支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大 利 辻		三好市池田町大利大西五 番七地先から 同 一番一地先まで	同 一	新 旧	六・二丁二二一・一 六・二丁一九・九	二四六・〇 二四六・〇

徳島県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		大利辻	三好市池田町大利大西五番七 地先から 同 一 地先まで	二四六・〇	令和七年五月二日

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「（令和六年条例第五十三号）」を「（令和六年徳島県条例第五十三号）」に、「第五条の五第二項」を「同条第二項」に、「第七条第一項及び第七条第二項」を「及び第七条」に改める。

附則第四項中「（令和六年条例第五十三号）」を「（令和六年徳島県条例第五十三号）」に、「第五条の五第一項及び第二項」を「第五条の五」に改める。

附則に次の一項を加える。

（勤勉手当の成績率の特例）

5 任命権者は、特に必要があると認める場合には、第二十八条第一項本文の規定にかかわらず、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、同項第二号に定める成績率について別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六 二四）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「、第七条第一項及び第七条第二項」を削り、「（令和六年条例第六十二号）」を「（令和六年徳島県条例第六十二号）」に、「」とする」を「（以下「読替え後の条例」という。）」と、第七条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする」に改める。

附則に次の一項を加える。

（勤勉手当の成績率の特例）

4 教育委員会は、特に必要があると認める場合には、第二十七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、同項第二号に定める成績率について別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四〇）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「、第八条、第九条第一項及び第九条第二項」を削り、「（令和六年条例第六十五号）」を「（令和六年徳島県条例第六十四号）」に、「とする」を「（以下「読替え後の条例」という。）」と、「第八条及び第九条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする」に改める。

附則第四項の見出し中「職員」を「警察職員」に改め、同項中「（令和六年条例第六十五号）」を「（令和六年徳島県条例第六十四号）」に、「第十一条第三項」を「第十一条第一項」に、「職員と」を「警察職員と」に、「職員は」を「警察職員は」に改める。附則に次の一項を加える。

（勤勉手当の成績率の特例）

5 任命権者は、特に必要があると認める場合には、第三十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、同項第二号に定める成績率について別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県職員採用試験案内
市町村立小・中学校職員令和7年5月2日
徳島県人事委員会

1 試験区分「建築」「総合土木」「林業」について

- ・1次試験の教養試験の代わりに、基礎的な内容を出題する「職務能力試験」を実施します。
- ・短期大学及び高等専門学校を卒業又は卒業見込みの者も受験可能です。
- ・採用候補者名簿の有効期間は3年です。(大学院修了後や民間企業で働いた後に職員になることも可能です。)

2 4月に実施した大学卒業程度(早期枠)及び民間企業等職務経験者(第1回)を受験した方も受験することが可能です。

「大学卒業程度」とは、試験で必要とする学力の目安を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

第1次試験日

令和7年 6月15日(日)

受付期間

5月2日(金)午前8時30分～5月27日(火)23時59分

※受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしません。

申込方法

電子申請

電子申請での申込方法等はこちらをご覧ください。

徳島県職員採用案内HP (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/>)

電子申請での申込みが困難な方は、令和7年5月19日までに

徳島県人事委員会事務局任用課(電話:088-621-3212)までご連絡ください。



この試験に関する問い合わせ先

徳島県人事委員会事務局 任用課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁 5階

電話:088-621-3212 FAX:088-621-2887

E-mail: shiken@mail.pref.tokushima.lg.jp

URL: <https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。申込書を受理した後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	主な職務の内容・勤務先
行政事務	40名程度	県税の賦課徴収、生活保護のケースワーク、許認可業務等のほか、各種施策の企画立案、条例等の制定、予算・経理等の内部管理業務など、県の関係機関において一般行政事務に従事します。
学校事務	4名程度	県内（へき地及び準へき地を含む。）の市町村立小・中学校において、総務・財務・管財等の学校事務に従事します。
警察事務	7名程度	警察本部又は警察署等において、警察行政に関する企画・立案、予算・執行管理、情報管理、福利厚生、勤務管理等の事務に従事します。
病院事務	1名程度	県立病院又は病院局本局において、県立病院の企画・経営、財務、人事・給与、医療機器・診察材料等の調達、物品・施設管理等の事務に従事します。
電気	3名程度	水力・太陽光発電施設や工業用水道施設等の保守管理業務（強電）、電気事業や工業用水道事業等の経営に係る企画立案のほか、防災行政無線の運用・保守業務など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
電気（設備）	4名程度	県有施設の建設・営繕、県営住宅の建設・管理、建築設備工事の設計積算・監督等の業務のほか、これらに係る施策の企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
機械	1名程度	水力・太陽光発電施設や工業用水道施設等の保守管理業務（機械）のほか、電気事業や工業用水道事業等の経営に係る企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
建築	6名程度	建築物の確認審査や技術的な指導、公共建築物の設計や工事監理業務のほか、住宅の耐震化や長寿命化をはじめとする施策の企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
総合土木	25名程度	公共工事の設計積算、施工管理業務のほか、「道路、河川、砂防、港湾、海岸、都市計画等の社会基盤整備」や「農業・農村に関する生産基盤の整備、農地の保全」などに係る施策の企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
農業	16名程度	農業技術の普及指導、農家経営改善指導、農業大学校における教育、新品種・新技術の開発等の試験研究のほか、農業施策の企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
農業（畜産）	3名程度	畜産分野における農業技術の普及指導、農家経営改善指導、農業大学校における教育、新品種・新技術の開発等の試験研究のほか、獣医師職と連携した業務、農業（畜産）施策の企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
林業	7名程度	森林整備事業（造林、林道）、治山事業、県産材の生産・加工・流通・需要拡大や林業の振興に係る施策の企画立案のほか、林業技術の普及指導、試験研究など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
水産	4名程度	主に、水産技術の普及指導、養殖技術の指導、水産資源の増殖・管理、水産に関する試験研究のほか、水産物流通対策、生産基盤の整備など水産業の振興に係る施策の企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
薬剤師	6名程度	薬事・衛生・環境に関する監視・指導、医薬品・衛生・環境に関する試験研究・検査、これらに係る施策の企画立案のほか、県立病院における医薬品の調剤・製剤・服薬指導など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
管理栄養士	1名程度	正しい食情報の発信や健康的な食環境の醸成に係る業務、食品衛生指導、これらに係る施策の企画立案のほか、県立病院における栄養管理・食事療養のサポートなど、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
心理	5名程度	相談支援機関における心理面接・心理判定・相談支援業務のほか、福祉・医療分野に係る企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
保健師	6名程度	地域の健康づくりや精神保健・感染症・健康危機管理対策等の広域的・専門的業務のほか、福祉・医療分野に係る企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
化学	1名程度	大気汚染、水質汚濁等の監視・指導、環境影響評価の審査・指導、産業廃棄物対策等に関する業務、環境に関する試験研究及び検査業務のほか、これらに係る施策の企画立案など、県の関係機関において技術的業務等に従事します。
福祉	8名程度	児童相談業務・一時保護業務・女性支援業務、児童自立支援業務、生活保護のケースワークや相談援助業務のほか、福祉分野に係る施策の企画立案など、県の関係機関において専門的業務等に従事します。
少年補導職員	3名程度	警察本部又は警察署等において、少年の街頭補導、少年相談、有害環境の発見等少年の健全な育成を図る業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

※職員が幅広い行政経験を積めるよう、職種間や各部門間での交流も行っていますので、採用後は、受験した試験区分以外の職種に就くことがあります。

2 受験資格

(1) 「建築」「総合土木」「林業」以外

次の①又は②に該当する者

- ①平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
ただし、「薬剤師」については、平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
「保健師」については、平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- ②平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

※ただし、次に掲げる試験区分については、次の要件を満たしていること。

- 薬剤師・・・薬剤師免許を有する者又は令和8年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者
- 管理栄養士・・・管理栄養士免許を有する者又は令和8年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者
- 保健師・・・保健師免許を有する者又は令和8年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者
- 福祉社・・・次のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者又は令和8年3月31日までに同任用資格を取得する見込みのある者
 - イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条第1項に規定する児童自立支援専門員の任用資格を有する者又は令和8年3月31日までに同任用資格を取得する見込みのある者
 - ウ 社会福祉法第19条第1項に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和8年3月31日までに同任用資格を取得する見込みのある者

(2) 「建築」「総合土木」「林業」

次の①又は②に該当する者

- ①平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
ただし、「総合土木」については、平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
- ②平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

(3) 上記(1)、(2)に該当する場合も、次の①から③のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①日本の国籍を有しない者
ただし、電気、電気（設備）、機械、管理栄養士及び保健師については、日本の国籍を有しない者であっても受験できます。
※在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。
※日本国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。
- ②地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

3 試験日時、試験会場及び合格発表

区分	試験日時・試験会場		合格発表
第1次試験	令和7年6月15日（日） 開場 8時30分 試験開始 9時10分 【試験終了予定】 ・「行政事務」 15時30分頃 ・「建築」「総合土木」「林業」 16時30分頃 ・「上記以外」 15時15分頃		6月下旬 徳島県庁西側の掲示板及び徳島県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 ・試験結果については、 合格者にのみ 、文書で通知します。 ・合格通知については、 合格発表日の翌日から3日以内 に届かない場合は、すみやかに連絡してください。
	試験地	徳島 徳島大学総合科学部 徳島市南常三島町1-1 東京 立教大学池袋キャンパス 東京都豊島区西池袋3-34-1	
第2次試験	論文試験 適性検査	令和7年7月5日（土） ※「建築」「総合土木」「林業」以外	7月下旬 日時及び会場は、第1次試験合格者に別途通知します。
	口述試験	令和7年7月11日～7月25日のうち人事委員会が指定する1日	

※第1次試験は、徳島又は東京のいずれか希望する試験地で受験できます。
ただし、申込書を受理した後は、試験地の変更はできません。

4 試験種目、内容及び配点

(1) 「建築」「総合土木」「林業」以外

区分	試験種目	方法	試験時間	内容	配点	
第1次試験(注)	教養試験	択一式 50問必須解答	2時間 30分	公務員として必要な一般的知識、知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。 (出題分野は別表参照)	40点	
	専門試験	行政事務	択一式 合計45問解答 40問を必須解答 55問のうち5問を選択解答	2時間 15分	各試験区分に応じて、それぞれの専門的知識及び能力について、大学卒業程度の筆記試験を行います。 (出題分野は別表参照)	60点
		上記以外の試験区分	択一式 40問必須解答	2時間		
第2次試験	論文試験	1題 約1,000字	1時間 30分	公務員として必要な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための論文試験を行います。	40点	
	口述試験	主として人柄、能力、性格等をみるため、 プレゼンテーション 及び 個別面接 を行います。 【プレゼンテーション】 第1次試験合格通知に記載された課題について、個別に自分の考えを1分以上2分以内で自分の言葉で述べてもらいます。		160点		
	適性検査	公務員として職務遂行上必要な素質及び適性について、書面による検査を行います。			—	

(注) 第1次試験合格者は「教養試験」と「専門試験」の成績を総合して決定します。

※基準に満たない試験種目がある場合は、不合格になります。

※最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

(2) 「建築」「総合土木」「林業」

区分	試験種目	方法	試験時間	内容	配点	
第1次試験(注)	職務能力試験	択一式 60問必須解答	1時間	論理的思考力、文章理解力、統計等の資料分析力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な内容について、筆記試験を行います。 (出題分野は別表参照)	40点	
	専門試験	総合土木	択一式 50問のうち 40問を選択解答	2時間	各試験区分に応じて、それぞれの専門的知識及び能力について、大学卒業程度の筆記試験を行います。 (出題分野は別表参照)	60点
		建築 林業	択一式 40問必須解答	2時間		
	論文試験	1題 約1,000字	1時間 30分	公務員として必要な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための論文試験を行います。 ※第1次試験合格者を対象に評定します。(注)	40点	
	適性検査	公務員として職務遂行上必要な素質及び適性について、書面による検査を行います。			—	
第2次試験	口述試験	主として人柄、能力、性格等をみるため、 プレゼンテーション 及び 個別面接 を行います。 【プレゼンテーション】 第1次試験合格通知に記載された課題について、個別に自分の考えを1分以上2分以内で自分の言葉で述べてもらいます。		160点		

(注) 「建築」「総合土木」「林業」について、第1次試験合格者は「職務能力試験」と「専門試験」の成績を総合して決定します。

論文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格決定に当たり、他の試験種目の成績と総合して決定します。

※基準に満たない試験種目がある場合は、不合格になります。

※最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

別表

試験区分等	出 題 分 野 等				
教養試験 <small>建築、総合土木、林業以外</small>	知識（社会、人文、自然、現代の社会に関する問題等）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）				
職務能力試験 <small>建築、総合土木、林業</small>	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な内容（※「国内外の社会情勢への理解等」は、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）やニュース等で報道された内容）				
専 門 試 験	行政事務	必須問題	40問	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学等	
		選択問題 (注1)	社会科学Ⅰ	15問	行政法、民法、経済政策、経済事情、統計学、経済史、国際関係、経営学等
			社会科学Ⅱ	15問	社会福祉概論（社会保障を含む。）、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、教育学等
			自然科学Ⅰ	15問	建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、食品科学等
			自然科学Ⅱ	10問	栽培学汎論、育種遺伝学、植物病理学、畜産一般、農業経済一般、森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
	学校事務				
	警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学等			
	病院事務				
	電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等			
	電気(設備)				
	機 械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等			
	建 築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等			
	総合土木 (注2)	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農業機械、農学一般等			
	農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等			
	農業(畜産)	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等			
	林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等			
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等				
薬 剤 師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務等				
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論等				
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学等				
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等				
化 学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等				
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査等				
少年補導職員	一般心理学、発達心理学、社会心理学、教育心理学、社会福祉概論、社会学概論、社会調査等				

(注1) 専門試験「行政事務」の選択問題は、全分野合わせて55問のうちから5問を受験者自らが選択し解答してください。
(注2) 専門試験「総合土木」は、50問のうちから40問を受験者自らが選択し解答してください。
※第1次試験の例題(教養試験、職務能力試験、専門試験)、過去3年分の論文課題及びプレゼンテーション課題を徳島県職員採用案内ホームページに掲載しています。県庁ふれあいセンター(徳島県庁1階)でも閲覧することができます。

5 申込方法

「電子申請」により申し込んでください。「電子申請」での申込みが困難な方は、5月19日までに徳島県人事委員会事務局任用課（電話：088-621-3212）まで連絡してください。5月19日を過ぎて連絡いただいた場合、受験申込みができないことがありますのでご注意ください。

申込手順

- ①徳島県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)の下部にある「オンライン行政サービス」をクリックし、「電子申請サービス」を開いてください。
- ②「電子申請サービス（団体選択）」で、徳島県をクリックしてください。
- ③電子申請を行うには、「利用者登録」が必要です。利用規約をよく読んで、利用者登録を行ってください。
- ④利用者登録後、手続き一覧から「令和7年度徳島県職員等採用試験（大学卒業程度）受験申込」をクリックし、必要事項を入力の上、申込みしてください。
- ⑤申込みの際は、本人確認のために使用する顔写真のデータを登録し、必ず添付してください。
ファイル形式：jpg、jpeg、pngのいずれかに限る
写真：申込み前6か月以内に撮影した、縦横比4：3程度、正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できるもの
- ⑥申込完了後、「整理番号」と「パスワード」が交付されます。受験票の受領等に必要ですので、必ずメモしておいてください。
- ⑦申込みから数日後に「受験票発行通知」の電子メールが届きます。「電子申請サービス（徳島県への申請）」を開き、「申込内容照会」をクリックしてください。
- ⑧「整理番号」と「パスワード」を入力し、申込内容を照会してください。
申込一覧が表示されている場合は、「令和7年度徳島県職員等採用試験（大学卒業程度）受験申込」の「詳細」ボタンを押してください。
返信添付ファイル1のPDFファイル（受験票）をダウンロードの上、A4サイズ用の紙に印刷し、**受験票を作成**してください。
- ⑨受験票は、**試験当日必ず持参**してください。

6 合格から採用までの流れ

(1)採用試験の最終合格者は、試験区分ごとに徳島県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、任命権者（知事、教育委員会、警察本部長、病院事業管理者）からの請求に応じて提示されます。

その後、任命権者が採用面接等を実施の上、採用者を決定します。

したがって、必ずしも人事委員会における最終合格者が、全員採用されるとは限りません。

(2)受験資格において、必要な免許又は資格を取得する見込みの者で、所定の期日までに当該免許又は資格を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。

(3)**採用候補者名簿の有効期限は、原則として1年間（「建築」「総合土木」「林業」は3年間）です。**

(4)採用は、原則として令和8年4月1日以降です。

ただし、大学既卒業者等のうち、可能な者は、令和7年10月1日以降に採用となる場合があります。

7 給与・赴任旅費

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）等の規定により、原則として下表のとおり支給されます。一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額を給料月額に加算します。

このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

試験区分	学歴	初任給（給料月額+地域手当） （令和7年4月1日現在）
行政事務ほか	大学卒	229,435円
薬剤師	大学6卒	250,995円
管理栄養士	大学卒	236,452円
保健師	大学卒	262,894円

8 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

本人が直接開示場所にお越しください。電話、はがき等による請求はできません。

区分	開示請求できる者	必要書類 (①②の両方)	開示内容	開示期間	開示場所・時間
第1次試験結果	不合格者 (本人)	①試験当日配付する 「受験番号票」	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第1次試験合格発表日から1月間	徳島県人事委員会事務局 徳島県庁 5階 南側 月～金（祝日を除く。） 8時30分～17時15分
最終結果		②本人確認書類 (運転免許証、学生証など)	第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位 (第1次試験結果の開示内容も含む。)	最終合格発表日から1月間	

9 その他

- (1) 身体に障がいがあるなど、試験会場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に徳島県人事委員会事務局任用課（電話：088-621-3212）までご連絡ください。
- (2) 第1次試験の採点は、光学読取をしますので、試験当日はHBの鉛筆とよく消える消しゴムを使用してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。
携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。
- (4) 第1次試験会場へは、気温や室温の変化に対応できる服装でお越しください。
- (5) 自然災害等による試験の延期などの日程変更、その他試験の実施に係る連絡事項がある場合は、徳島県職員採用案内HP等でお知らせします。必ず事前にご確認ください。

HP
徳島県職員
採用案内



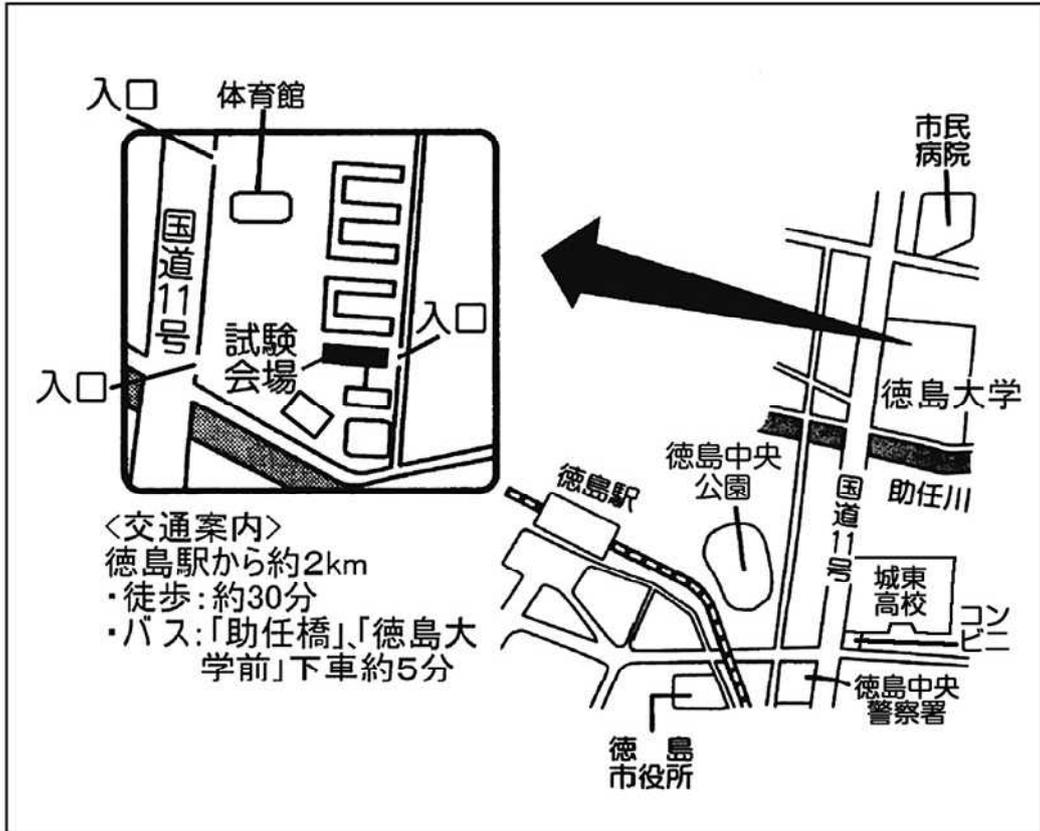
X (旧Twitter)
徳島県職員採用



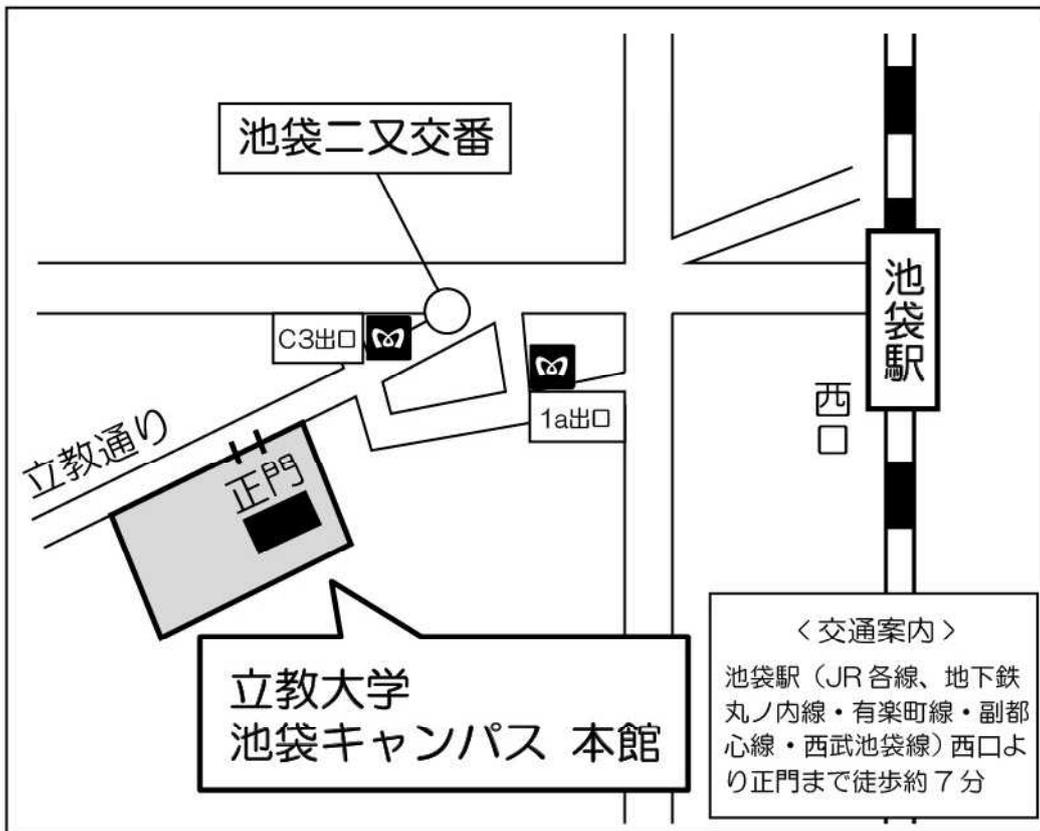
Facebook
徳島県職員採用



徳島：徳島大学総合科学部



東京：立教大学 池袋キャンパス



両会場とも、周辺道路の混雑防止のため、車の乗り入れ及び送迎は、固く禁止します。
なお、付近に受験者用の駐車場はありませんので、必ず公共の交通機関を利用してください。

令和7年度

警察官A

警察官A（男性）
警察官A（女性）
採用試験案内

令和7年5月2日
徳島県人事委員会
徳島県警察本部
大阪府警察本部

- 第1次試験の体力検査について、不合格基準を撤廃しました。
※一定の基準を満たさない方については、「四肢関節運動」の検査により、警察官の職務執行に支障がないかを判定します。
- 警察官A採用試験は、大学を卒業した方又は大学卒業見込みの方を対象としています。
- 10月19日に実施予定の警察官A（キャリアアピール）採用試験と併願することが可能です。

第1次試験日	令和7年7月13日(日)
受付期間	5月2日(金)午前8時30分～5月27日(火)23時59分 ※受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしません。
申込方法	<p style="text-align: center;">電子申請</p> 電子申請での申込方法等はこちらをご覧ください。 徳島県職員採用案内HP (https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/) 電子申請での申込みが困難な方は、 令和7年5月19日までに徳島県人事委員会事務局任用課 (電話：088-621-3212)までご連絡ください。



1 職務の内容・勤務先

警察本部又は警察署において、個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り及び公共の安全と秩序の維持等の任務につきます。

2 採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用府県	採用予定人員	受験資格
A(男性)	徳島県	11名程度	平成元年4月2日以降に生まれた男性であって、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)
	大阪府	2名程度	平成4年4月2日以降に生まれた男性であって、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)
A(女性)	徳島県	7名程度	平成元年4月2日以降に生まれた女性であって、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)

(1) 次の①から③のいずれかに該当する者は、受験できません。

①日本の国籍を有しない者

②地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ それぞれ志望する府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

(2) A(男性)は、徳島県と大阪府の採用共同試験です。

- 徳島県、大阪府のうち第2志望まで選択することができます。
ただし、徳島県を第2志望とすることはできません。
- 徳島県を第1志望とした者が、第1次試験に合格した場合は、第2志望は考慮されません。

※採用予定人員は変更になる場合があります。
※受験資格等については、県警等によって異なるため、詳しくは希望府県警察にお問い合わせください。

5 申込方法

「電子申請」により申し込んでください。「電子申請」での申込みが困難な方は、5月19日までに徳島県人事委員会事務局 任用課（電話：088-621-3212）まで連絡してください。5月19日を過ぎて連絡いただいた場合、受験申込みができないことがありますのでご注意ください。

申込手順

- ①徳島県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)の下部にある「オンライン行政サービス」をクリックし、「電子申請サービス」を開いてください。
- ②「電子申請サービス（団体選択）」で、徳島県をクリックしてください。
- ③電子申請を行うには、「利用者登録」が必要です。利用規約をよく読んで、利用者登録を行ってください。
- ④利用者登録後、手続き一覧から「令和7年度警察官A採用試験受験申込」をクリックし、必要事項を入力の上、申込みしてください。
- ⑤申込みの際は、本人確認のために使用する顔写真のデータを登録し、必ず添付してください。
ファイル形式：jpg、jpeg、pngのいずれかに限る
写真：申込み前6か月以内に撮影した、縦横比4：3程度、正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できるもの
- ⑥申込完了後、「整理番号」と「パスワード」が交付されます。受験票の受領等に必要ですので、必ずメモしておいてください。
- ⑦申込みから数日後に「受験票発行通知」の電子メールが届きます。「電子申請サービス（徳島県への申請）」を開き、「申込内容照会」をクリックしてください。
- ⑧「整理番号」と「パスワード」を入力し、申込内容を照会してください。
申込一覧が表示されている場合は、「令和7年度警察官A採用試験受験申込」の「詳細」ボタンを押してください。
返信添付ファイル1のPDFファイル（受験票）をダウンロードの上、A4サイズの用紙に印刷し、**受験票を作成**してください。
- ⑨受験票は、**試験当日必ず持参**してください。

6 合格から採用まで及び昇進の経路等

- (1)採用試験の最終合格者は、徳島県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて提示されます。**その後、任命権者が採用面接等を実施の上、採用者を決定します。**
したがって、必ずしも人事委員会における最終合格者が、全員採用されるとは限りません。
- (2)採用候補者名簿に登載されても、令和8年3月31日までに、学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業できない場合は、採用されません。
- (3)採用は、原則として令和8年4月1日以降です。
大学既卒業者のうち、可能な者については、令和7年10月1日から採用となる場合があります。
- (4)採用後は巡査に任命され、警察学校へ入校し、採用時教養を受け、卒業後それぞれの勤務に就くことになります。本人の努力次第で上級幹部への道が開かれています。
- (5)大阪府は、徳島県とおおむね同様ですが、詳しくは大阪府警察本部にお問い合わせください。

7 給与・赴任旅費

初任給は、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）等の規定により、原則として右表のとおり支給されます。

一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額を給料月額に加算します。

このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

学 歴	初任給（給料月額+地域手当） （令和7年4月1日現在）
大学卒	256,080円

8 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

本人が直接開示場所にお越しください。電話、はがき等による請求はできません。

区 分	開示請求できる者	必要書類 (①②の両方)	開示内容	開示期間	開示場所 開示時間
第1次試験結果	不合格者 (本人)	①試験当日配付する「受験番号票」 ②本人確認書類 (運転免許証、学生証など)	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第1次試験合格発表日から1週間	徳島県人事委員会事務局 徳島県庁 5階 南側
最終結果			第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位 (第1次試験結果の開示内容も含む。)	最終合格発表日から1週間	

※大阪府を第1志望とした者については、取扱いが異なります。詳しくは、大阪府警察本部にお問い合わせください。

9 その他

- (1)第1次試験の採点は、光学読取をしますので、試験当日はHBの鉛筆とよく消える消しゴムを使用してください。
- (2)時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。
携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。
- (3)身体・体力検査については、運動のできる服装及び屋内用運動靴等を準備してください。
- (4)自然災害等による試験の延期などの日程変更、その他試験の実施に係る連絡事項がある場合は、徳島県職員採用案内HP等でお知らせします。必ず事前にご確認ください。

HP
徳島県職員
採用案内



X (旧Twitter)
徳島県職員採用

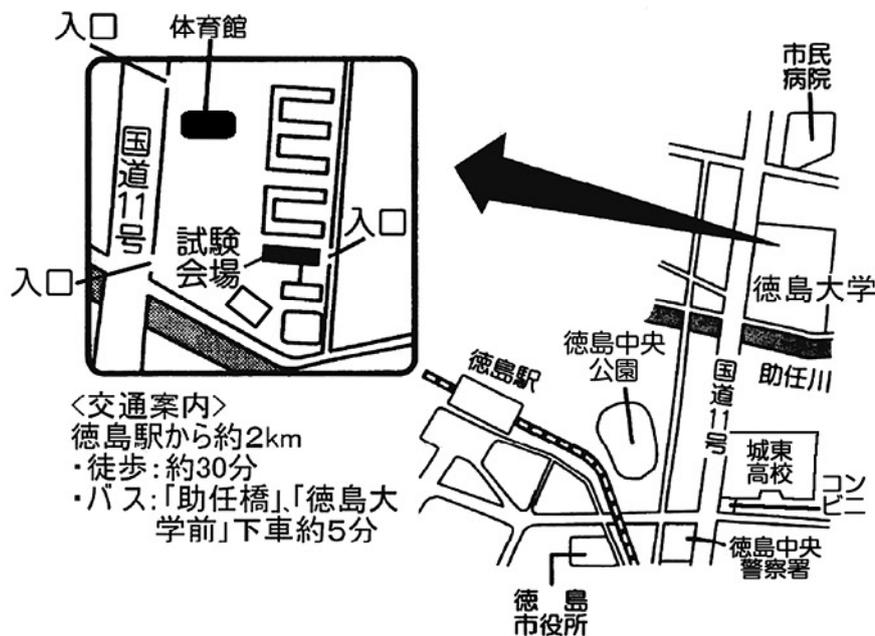


Facebook
徳島県職員採用



第1次試験会場案内図

徳島大学総合科学部



周辺道路の混雑防止のため、車の乗り入れ及び送迎は、固く禁止します。
なお、付近に受験者用の駐車場はありませんので、必ず公共の交通機関を利用してください。

この試験に関する問い合わせ先

徳島県人事委員会事務局 任用課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁 5階
電話：088-621-3212 FAX：088-621-2887
E-mail：shiken@mail.pref.tokushima.lg.jp
URL：https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/

徳島県警察本部 警務課

〒770-8510 徳島市万代町2丁目5番地1
電話：088-622-3101 内線2622、2623
088-621-2953 (直通)

大阪府警察本部 警務課

〒540-8540 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番11号
電話：0120-370-314 (フリーダイヤル)

令和7年度

警察官B（キャリアアピール）

警察官B（キャリアアピール）採用試験案内

令和7年5月2日
徳島県人事委員会
徳島県警察本部

◎警察業務に生かすことのできるキャリア（知識や経験等）をアピールする「キャリアアピール試験」を実施します。

【本試験の特徴】

- ・第1次試験は、基礎的な内容を出題する「職務能力試験」及び「身体・体力検査」の成績を総合して合格決定します（教養試験なし）。
- ・論文試験は「アピール論文」とし、第1次試験日にあわせて実施します。
⇒通常の警察官採用試験に比べて、試験日程を短縮しています（3日→2日）。
※「アピール論文」は、第1次試験合格者を対象に、最終合格決定に当たり評価します。

◎10月19日に実施予定の警察官B採用試験と併願することが可能です。

◎男女の区分はありません。

第1次試験日	令和7年7月13日(日)
受付期間	5月2日(金)午前8時30分～5月27日(火)23時59分 ※受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしません。
申込方法	電子申請 電子申請での申込方法等はこちらをご覧ください。 徳島県職員採用案内HP（ https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/ ） 電子申請での申込みが困難な方は、 <u>令和7年5月19日までに徳島県人事委員会事務局任用課</u> （電話：088-621-3212）までご連絡ください。



1 職務の内容・勤務先

警察本部又は警察署等において、個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り及び公共の安全と秩序の維持等の任務につきます。

2 採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
B（キャリアアピール）	3名程度	平成元年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。 ただし、次の者は受験できません。 ・学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。） ・学校教育法による高等学校を令和8年3月31日までに卒業する見込みの者。

次の①から③のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①日本の国籍を有しない者
- ②地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

※採用予定人員は変更になる場合があります。

※この試験は、徳島県と大阪府の採用共同試験ではありません。

3 試験日時、試験会場及び合格発表

区分	試験日時・試験会場			合格発表
第1次試験	令和7年7月13日(日) 開場 8時30分 試験時間 【職務能力試験】 9時10分～10時30分 【適性検査】 10時45分～11時15分 【論文試験】 12時15分～13時30分 【身体・体力検査】 14時00分～			7月下旬 徳島県庁西側の掲示板及び徳島県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 ・試験結果については、 合格者のみ 、文書で通知します。 ・合格通知については、 合格発表日の翌日から3日以内 に届かない場合は、すみやかに連絡してください。
	会場	徳島大学総合科学部 徳島市南常三島町1-1		
第2次試験	徳島県	口述試験	令和7年8月6日～12日のうち人事委員会が指定する1日	日時及び会場は、第1次試験合格者に別途通知します。

4 試験種目、内容及び配点

区分	試験種目	方法	試験時間	内容	配点	
第1次試験	職務能力試験	択一式 60問必須解答	1時間	論理的思考力、文章理解力、統計等の資料分析力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な試験を行います。	100点	
	身体・体力検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかを検査します。 (1) 身体検査 ① 視力 … 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 ② 色覚 … 警察官としての職務遂行に支障がないこと。 ※視力及び色覚は、身体検査時の結果によっては、再検査を行った上で判定します。			—	
		(2) 体力検査 次の種目について、検査の結果に応じて配点します。 ただし、次の基準を下回った場合には、四肢関節運動の検査を実施し、警察官としての職務執行に支障がないか確認します。			50点	
		種目	男性	女性		備考
		腕立て伏せ	20回	10回		2秒に1回
上体起こし	9回	1回	30秒間			
反復横跳び	24回	20回	20秒間			
握力	左右平均32kg	左右平均19kg				
立ち幅跳び	140cm	100cm				
論文試験 (アピール論文)	1題 約800字	1時間	自己のキャリア(知識や経験等)をどのようにして警察業務に活かせるかについてアピールする論文試験(論理性や文章による表現力等を含む)を行います。 ※第1次試験合格者を対象に評定します。(注)	60点		
適性検査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。			—		
第2次試験	口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。			90点	
	身体精密検査	警察官として職務遂行上必要な健康度について、身体検査書の提出を求めます。			—	

(注) 第1次試験合格者は、「職務能力試験」と「体力検査」の成績を総合して決定します。「論文試験」は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格決定に当たり、他の試験種目の成績と総合して決定します。
 ※四肢関節運動の検査の結果、警察官としての職務執行に支障があると判断された場合は、不合格になります。
 ※最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
 ※職務能力試験等の例題を、徳島県職員採用案内ホームページに掲載しています。県庁ふれあいセンター(徳島県庁1階)でも閲覧することができます。

<p>キャリアアピール試験で求める人物像 警察業務に活かすことができる知識、経験、資格、スキル、人間力、社会経験等をアピールできる方。 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語学能力…英語、中国語等の検定合格者、外国語での会話能力、海外への留学、勤務経験 ・財務会計能力…財務に関する資格保有者、簿記検定等の検定合格者、金融機関や会計事務所等での勤務経験 ・情報処理能力…情報処理に関する資格保有者、IT企業等での勤務経験、学校等で情報処理を専攻 ・心理能力…心理に関する資格保有者、心理に関する企業等での勤務経験、学校等で心理を専攻 ・身体能力・技術…スポーツ、文化部門(芸術、演劇等)での実績等 ・資格等…教員、保育士、看護師、保健師、救急救命士等の資格保有者、船舶や回転翼航空機等の運転技能、車両や回転翼航空機の整備技能 ・人間力…これまでの経験で身につけた忍耐力や精神力、社会貢献活動等 ・社会経験等…官公庁や民間企業等で培った企画能力、立案能力、統率能力等

5 申込方法

「電子申請」により申し込んでください。「電子申請」での申込みが困難な方は、5月19日までに徳島県人事委員会事務局任用課（電話：088-621-3212）まで連絡してください。5月19日を過ぎて連絡いただいた場合、受験申込みができないことがありますのでご注意ください。

申込手順

- ①徳島県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)の下部にある「オンライン行政サービス」をクリックし、「電子申請サービス」を開いてください。
- ②「電子申請サービス（団体選択）」で、徳島県をクリックしてください。
- ③電子申請を行うには、「利用者登録」が必要です。利用規約をよく読んで、利用者登録を行ってください。
- ④利用者登録後、手続き一覧から「令和7年度警察官B(キャリアB)採用試験受験申込」をクリックし、必要事項を入力の上、申込みしてください。
- ⑤申込みの際は、本人確認のために使用する顔写真のデータを登録し、必ず添付してください。
ファイル形式：jpg、jpeg、pngのいずれかに限る
写真：申込み前6か月以内に撮影した、縦横比4：3程度、正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できるもの
- ⑥申込完了後、「整理番号」と「パスワード」が交付されます。受験票の受領等に必要ですので、必ずメモしておいてください。
- ⑦申込みから数日後に「受験票発行通知」の電子メールが届きます。「電子申請サービス（徳島県への申請）」を開き、「申込内容照会」をクリックしてください。
- ⑧「整理番号」と「パスワード」を入力し、申込内容を照会してください。
申込一覧が表示されている場合は、「令和7年度警察官B(キャリアB)採用試験受験申込」の「詳細」ボタンを押してください。
返信添付ファイル1のPDFファイル（受験票）をダウンロードの上、A4サイズ用の紙に印刷し、**受験票を作成**してください。
- ⑨受験票は、**試験当日必ず持参**してください。

6 合格から採用まで及び昇進の経路等

(1)採用試験の最終合格者は、徳島県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて提示されます。**その後、任命権者が採用面接等を実施の上、採用者を決定します。**

したがって、必ずしも人事委員会における最終合格者が、全員採用されるとは限りません。

(2)採用は、原則として令和8年4月1日以降です。

可能な者については、令和7年10月1日から採用となる場合があります。

(3)採用後は巡査に任命され、警察学校へ入校し、採用時教養を受け、卒業後それぞれの勤務に就くことになります。本人の努力次第で上級幹部への道が開かれています。

7 給与・赴任旅費

初任給は、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）等の規定により、原則として右表のとおり支給されます。一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額を給料月額に加算します。

このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

学 歴	初任給（給料月額+地域手当） （令和7年4月1日現在）
高校卒	224,960円

8 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

本人が直接開示場所にお越しください。電話、はがき等による請求はできません。

区 分	開示請求できる者	必要書類 (①②の両方)	開示内容	開示期間	開示場所 開示時間
第1次試験結果	不合格者 (本人)	①試験当日配付する「受験番号票」	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	第1次試験合格発表日から1週間	徳島県人事委員会事務局 徳島県庁 5階 南側
最終結果		②本人確認書類 (運転免許証、学生証など)	第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位 (第1次試験結果の開示内容も含む。)	最終合格発表日から1週間	

9 その他

- (1)第1次試験の採点は、光学読取をしますので、試験当日はHBの鉛筆とよく消える消しゴムを使用してください。
- (2)時計は、時計機能だけのものだけに限り使用を認めます。
携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。
- (3)身体・体力検査については、運動のできる服装及び屋内用運動靴等を準備してください。
- (4)自然災害等による試験の延期などの日程変更、その他試験の実施に係る連絡事項がある場合は、徳島県職員採用案内HP等でお知らせします。必ず事前にご確認ください。

HP
徳島県職員
採用案内



X (旧Twitter)
徳島県職員採用

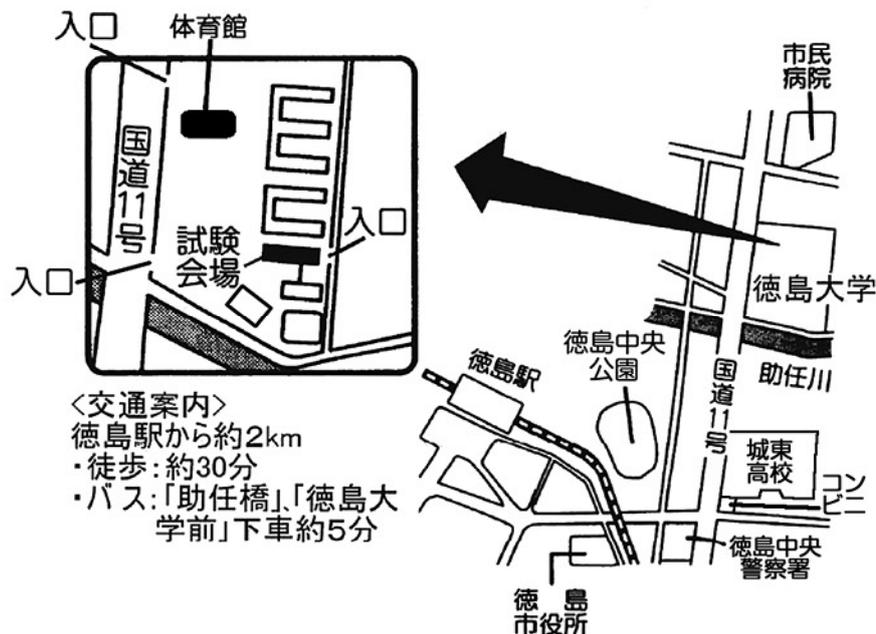


Facebook
徳島県職員採用



第1次試験会場案内図

徳島大学総合科学部



周辺道路の混雑防止のため、車の乗り入れ及び送迎は、固く禁止します。
なお、付近に受験者用の駐車場はありませんので、必ず公共の交通機関を利用してください。

この試験に関する問い合わせ先

徳島県人事委員会事務局 任用課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁 5階
電話：088-621-3212 FAX：088-621-2887
E-mail：shiken@mail.pref.tokushima.lg.jp
URL：https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/

徳島県警察本部 警務課

〒770-8510 徳島市万代町2丁目5番地1
電話：088-622-3101 内線2622、2623
088-621-2953 (直通)

徳島県公安委員会告示第四号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

株式会社 鳴門自動車教習所	運転免許取得者等教育 を行う者の名称
鳴門自動車教習所	運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称
代表者の氏名	変更事項
勘川 一三	変更前
勘川 浩史	変更後
令和七年四月二十四日	内容 変更年月日

徳島県公安委員会告示第五号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第八条第一項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

株式会社 鳴門自動車教習所	運転免許取得者等検査 を行う者の名称
鳴門自動車教習所	運転免許取得者等検査 に使用する施設の名称
代表者の氏名	変更事項
勘川 一三	変更前 内容
勘川 浩史	変更後
令和七年四月二十四日	変更年月日